

児童養護施設建設における 推進派／反対派のロジック分析

田中 理絵

Analysis of the Logic of Promoters/Opponents for Construction of a Foster Home

TANAKA Rie

(Received September 28, 2017)

1. 問題の所在

本論文の目的は、ある児童養護施設の建設計画に対する推進派と反対派の争いを事例に、それぞれの対立論点を時系列に沿って整理・分析することであり、それを通して児童養護施設およびその入所児童に対する偏見・先入観を浮き彫りにすることである。

児童養護施設は「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第41条）である。家庭的養護の性格をもつ里親及びファミリーホームへの委託率が、欧米諸国に比べて低い日本においては（2016年で全国平均18.3%）⁽¹⁾、児童養護施設は、家庭での養育困難な子どもの受け皿として社会的養護の中心に位置してきた。ただし、その措置理由は社会変動に応じて変化してきている。たとえば、かつて最も多かった「親の行方不明・離婚・死亡」を理由とする措置は、1975年で59.2%だったのが2013年では9.4%へと減少している。代わりに増加したのが「虐待」を理由とする子どもの入所措置であり、1975年で8.2%だったのが2013年では37.8%へと増加した。このように、理由は大きく変化してきたものの、児童養護施設が児童福祉の要となる施設であることに変わりはない。

しかし、一般の人々が児童養護施設について正しく理解しているとは限らない（田中、2009）。むしろ、児童養護施設の必要性や重要性を認めている／いた人であっても、自分の住む地域に新たに児童養護施設の建設（もしくは移設）計画が持ち上がると、不安を覚え、時には地域住民で集結して、設置（移設）反対の住民運動にまで発展することすらある。

日本における住民運動に関する研究は、高度経済成長期以降、特に公害問題を中心に展開されてきたが、児童

養護施設の設置反対運動は、松原（1975）による分類では「地域エゴによる地域生活基盤整備阻止の運動」⁽²⁾に当たる。このカテゴリーの特徴は、「その施設そのものは広い見地からすれば住民の生活基盤として必要なものであるにも関わらず、局所的な地域にとってはそれが『めいわく施設』のかたちで受け取られ、住民の反対の動きとなるもの」（松原1975：8）であり、近所にさえなければ重要な施設・機関であると広く社会的同意を得られるはずのもの（たとえば、精神病院や伝染病専門施設、下水道処理施設、心身障害者施設や学校・幼稚園・保育所など）への建設反対運動を指す。

実際、児童養護施設が新設あるいは移設される時、実に多くのケースで地域住民との軋轢・衝突がみられる。ところが、こうした反対運動のなかにこそ、通常の日常生活の中ではタブーとされ、意識されにくい偏見・先入観・不安感情が露呈するのではないかと考えた。

そこで、本論文では、2005（平成17）年8月1日に開設された沖縄県石垣市の児童養護施設「N」の建設立案から地域住民説明会での紛糾、設置断念、建設地変更までを時間軸に沿って、①「建設反対要請書」、②新聞紙上で応酬される推進派／反対派住民の意見、③当時の理事長へのインタビューデータを用いながら、対立論点を整理・分析し、そのなかから垣間見える児童養護施設および児童虐待、入所児童に対する人々の心理を浮かび上がらせることを目的とした。

2. 調査概要

<調査対象施設の特徴>

- ・平成17（2005）年開設。入所定員40名（2015年3月時点で38名）。2015年2月（調査時）の入所児童は30名（男子19名、女子11名）
- ・1階建て（1,258.82㎡）
- ・設置及び経営の主体：社会福祉法人

<調査時期>

2015年2月に開設当時の理事長へ聞き取り調査実施。
①インタビューデータの他に、②児童養護施設が作成したパンフレット、③新聞記事（八重山毎日新聞、沖縄タイムズ、八重山日報）、④開設に関わる資料類をデータとして収集。

3. 調査対象施設の特徴：新設推進のロジック

児童虐待が大きな社会問題となるなかで、2011年以降、日本における社会的養護のあり方は大きな過渡期に入った。その特徴を端的に述べると、児童福祉施設への措置から家庭的養護への移行である。具体的な計画としては、大規模・中規模の児童養護施設等での施設養育から、より家庭的雰囲気を感じられる小規模施設での養育への移行であり、さらには家庭（的）養護を目指す里親および・ファミリーホームの委託率を増やしていくことである。

施設の小規模化や家庭的養護への移行が検討されていた時期に、数十人の定員をもつ児童養護施設の新設は時代と逆行するため、児童養護施設「N」の建設（開設は2005年）が国・県において認可されるためには説得力のある理由が必要であった。

そこで用いられたロジックは主に2つあり、その1つは、地理的特性である。既に沖縄県内に7つの児童養護施設があったものの、八重山地区には1つもなく、石垣島・西表島を中心とする八重山圏の要保護児童は、沖縄本島か宮古島の児童養護施設へ措置されなければならなかった。ここで問題になるのは、家族＝親子再統合の難しさである。社会的養護の目標は「家族＝親子の再統合」にあるため、親子を切り離すのではなく、可能な限り、その関係の修復・改善のための指導・支援が求められる。しかし、子どもが島外に措置されると、面会のための交通・宿泊費は親の負担となり、経済的に苦しい家庭ほど親子再統合が困難になる。あるいは、八重山地区で緊急保護を要する児童が見つかったとしても、一時保護所がないことで、子どもの救済・対応が難しく、「交通費などの予算が必要で、迅速に措置しにくい」（八重山警察署、2001.12.1、八重山毎日新聞；以下YM新聞）し、福祉職員も「訪問が難しく、家族と信頼関係を作るのが難しい」（八重山支庁福祉課、2001.12.1、YM新聞）など、地理的ハンデによる問題がいくつも存在した。そのうえで、これらを一挙に解決する手段として、石垣島における児童養護施設新設が求められたのである。

2つ目の理由として、児童虐待の増加という全国的・現代的な社会問題へ対応するというロジックがみられる。「全国的に見ても沖縄は（虐待が）多く、ここ数年でも大幅に増加している」（沖縄県中央児童相談所、

2000..2.18、YM新聞、括弧内は筆者加筆）、「相談件数すでに昨年2倍の21件」「八重山でも増える児童虐待」（2000..5.27、YM新聞）といった児童虐待の増加を伺わせる報道が毎年続くが、特に、「親から虐待を受けたりして家庭に恵まれない子が多数いて、そのうち30人が八重山に養護施設がないため、沖縄本島や宮古の施設に預けられ、さらにこのほかに一時保護児童が10人もいる」状況は石垣市議会でも取り上げられ、それを打破するために、市議会満場一致で石垣市に児童養護施設を新設を求める決議が採択された（辻野ヒロ子市議提案、石垣市議会「児童養護施設の設置に関する要請決議」内閣総理大臣、厚生労働省、沖縄県知事、沖縄県議会議長宛、2001.12.21）。

こうして、石垣市に児童養護施設を新設することとなった。

4. 児童養護施設建設の推進派／反対派のロジック分析

社会運動の発生・発展過程に関する分析を行ったMcAdamは、人々のフレーミング活動に注目する。フレーミングとは、「人々の集団によって、集合行為を正当化し動機付けを与えることを目標として、世界そして自分自身の共有理解を形成する意識的かつ戦略的な活動」（McAdam 1996）のことである。児童養護施設建設の推進派／反対派がどのようなフレーミングで人々を取り込み、自分たちの行為を正当化していくのかについて、ここからは見ていくこととしたい。

4-1. 「過疎地域における学校存続問題の解消」

児童養護施設新設をめぐる議論の発端は「施設をつくる」という宣言にあるので、推進派のロジックが先行する。

最初に施設建設予定候補地としてあげられたのは崎枝地区であった。推進派の主なメンバーは、崎枝地区の公民館館長、設置者となるO氏（石垣市で長年保育所を経営）、そして（市議会満場一致という経緯から）行政である。過疎地域である崎枝地区では、児童数の減少によって学校存続問題が大きな地域イシューとなっていた。その点を踏まえ、2002年4月、推進派は児童養護施設の建設によって児童数が増えるので学校存続問題は解決可能であると訴える。

これに対し、反対派（その主なメンバーは、PTAや副公民館長など全員が地域住民）もまた「地域活性化と学校存続問題解消のため」という同じロジックで、2002年5月12日に、市役所・市農業委員会・市教育委員会にアパート建設計画の要請書を提出している（アパート建設はPTA文化部長のM氏の計画）。同じ地域イシューに対し、推進派は児童養護施設建設で、反対派は

アパート建設で対応しようとしたわけである。

ところが、同年5月21日に農業委員から「2004（平成16）年に崎枝には立派な施設が出来ることは100%決まっている。このことは自分が中心になっているからよくわかる。学校存続問題は心配ない」⁽³⁾という発言がなされ、アパートの審議は中止される。

その翌日（2002.5.22）に、第1回住民説明会が開催されるが、しかし「住民のほとんどはこの日はじめて『児童養護施設』という語を耳にした次第であり、同施設についての知識・情報も皆無に等しく、施設と地域、学校の具体的な関わり方も想像がつかず、今回の集まりまでに各自、施設についての情報収集してくることに」なった（反対派『建設計画反対についての要請』作成、2002.7.28より。以下「反対要請書」）。

第2回住民説明会が開催されたのは、その17日後の2002年6月7日であったが、結論をいえば、この第2回住民説明会にて議論は決別する。

4-2. 反対派の建設反対根拠

では、どのようなロジックで、反対派は施設建設に反対しようとしたのであろうか。筆者がみるところ、おおよそ次の3点に集約できる。

まず第1に、設立予定者であるO氏に対する個人攻撃である（反対派ロジック①）。住民説明会でのO氏の振るまいを「激昂」「恐ろしい剣幕」「大人げない」「冷静さを欠いた」と表現し、そのような人物に「問題を抱え、心理療法の必要とされる子どもたちのケアを任せるわけにはいかない」ことを指摘する。

第2回の説明会で具体的な施設運営計画を耳にしたとき、さまざまな無理や矛盾があり、多くの住民が建設に不安を感じるようになりました。たとえば、職員の人手不足は高校生のボランティアを予定していること、保育士の資格・免許は働きながら取得させること、保育士は日勤のみで夜間は宿直員を1人だけおくこと、施設から高校に通う生徒は放課後、生徒だけで高校に近いO氏の自宅に待機させる等、実現不可能なことや容認できないことが数多くあります。

また、O氏は第2回説明会で住民と質疑応答の最中、核心を突かれると一人激昂し、「わかりました。もう結構です。あとは崎枝の皆さんで話し合っただけで決めます。」と言いつつ、その場にいた住民たちを尻目に席を立ち、恐ろしい剣幕で会場を出て行ってしまいました。そのような大人げない態度に、住民はただ嘖然とするばかりでした。このように冷静さを欠いた方に、問題を抱え心理療法の必要とされる子どもたちのケアを任せるわけにはいきません。（反対表明書）

次に、反対派が論拠とした点は、建設計画が「地元住民無視も甚だしい手法で強行された」ことであった（反対派ロジック②）。

この第1回、第2回説明会、子ども会父母による学習会などを行っている最中、住民には全く知らされることなく隠密に建設用地売買契約、仮登記が既に行われていて、『過疎解消に尽力』という建前とは裏腹に水面下で建設に向けての作業が着々と進められていることに対し、地域住民はやり場のない怒りを禁じ得ません。（反対表明書）

このほかにも、「崎枝には立派な施設が出来ることは100%決まっている」（2002.5.21、農業委員発言）、「市では90%崎枝に養護施設を作ることで話が進んでいる」（2002.7.20、崎枝地区祭での来賓市議発言）など、漏れ聞く話によって、住民説明会よりも先に、施設建設計画が秘密裡に着々と進められているという印象を抱いた一部の住民は、「茶番劇を演じていたわけで、地元住民を侮辱すること甚だしい」⁽⁴⁾と怒りをあらわにした。

そして第3の根拠として、児童養護施設および虐待児童に関するイメージに関する言及があげられる（反対派ロジック③）。

周知のこととは思いますが、児童養護施設に入所してくる児童は、親からの虐待・放任等から、家庭での健全な養育がなされていない子がほとんどです。この子たちの人権は守られなければならない、施設で養護され、心身ともに満ち足りた生活をして、教育を受ける権利が保障されなければなりません。

しかし残念ながら、少ない人数（小中あわせて20人）の崎枝校の中に大勢の心のケアを必要とする子どもたちを転入させるには、多くの山積みする問題があり、とうてい容認できません。この種の施設は、受け入れに相応しい規模の学校がある地区に建設するのが望ましいと考えます。（反対表明書）

親からの虐待・放任等は子どもに原因・責任はなく、こうした子どもたちの人権や、安全な生活、教育を保障することは重要である。しかし、心のケアを必要とする子どもが自分たちの地域に住むことは受け入れ難く、「この種の施設」をつくるのに適した学校・地域はここではないどこかにあるだろうと論じる。そして、この要望が受け入れられない場合は、現在、在校している児童生徒すべてを転校させることすら辞さない強く主張し

たのであった。

もし、かかる養護施設を建設するようなことになれば、崎枝地区在住の保護者7世帯全員が施設オープンと同時に、こよなく愛した崎枝校に名残を惜しみつつ、やむなくK校他に転校させるという重大な決意で臨むことを表明しております。個人アパート許可も下りず、加えて施設受け入れを認めなければ、必然的に児童数減となり、数年後には崎枝校も廃校となる可能性があります。それも、時代の流れとして、近隣の学校との統合もいたしかたないことと思われまます。(反対表明書)

反対表明書は、崎枝公民館・小中学校PTA有志(PTA会長、副会長など7名、次年度入学予定児童の保護者1名の連名)で、2002年7月29日の14:30に市長へ、15:00には市教委へ提出され、15:30からの記者会見では資料として配布された。

その後、2002年8月4日に八重山毎日新聞紙上で「崎枝地区の児童施設建設計画について」という見出しで、崎枝子ども会育成会代表者が実名で投書する(紙面面積は28センチ四方)。ほとんどが先に見た反対派の論拠3点の焼き直しであったが、「私たちは、自分の為、自分の子どもの為だけでなく、入所する子どもたちの為にも(中略)施設は作るべきではないと考えます。十分なケアを期待できない施設が…過去に様々な問題を起こし、よけいに入所した子どもの心の傷を深くしているケースもたくさんあります」というように、「問題を起こした子どもへの対応の難しさ」という点だけが、これまで見られなかった主張であった。

4-3. 推進派による「反対派・建設反対根拠」への反論

その翌日(2002年7月30日)、推進派もすぐに反対派のロジック①-③に対する反論を新聞紙上で示す(児童養護施設経営母体となる社会福祉法人準備会の1人が実名で寄稿、2002.8.5、YM新聞、紙面面積15×28センチ)。

まず、反対派ロジック③「児童養護施設および児童虐待へのイメージ」に関する誤知識を訂正することで、「事実に不案内な反対派」というイメージを植える。

養護施設について、まだ十分理解していないようですのでふれておきますが、施設には養護施設と教護施設があります。養護施設とは、親から虐待を受けた子ども、あるいは親から捨てられた子どもなど、誰かが手を差し伸べなければならぬ弱い、かわいそうな子どもたちを育てる施設です。また、教護施設とは非行歴のある問題

行動の子どもなどで、このような子どもたちは沖縄本島にある施設で特別に教育します。まず基本的にそれをご理解下さい。

児童養護施設などの社会的養護のための施設と、非行傾向を矯正するための児童自立支援施設等が混同されることは以前からよくみられたが(田中、2009)、

崎枝住民に『この子どもたちが来ると昼も夜もおちおち眠れない…』など悪い例を誇張し宣伝し、地域の人々を混乱させている、あなたたち一部のリーダーの持つ人間性の資質こそ、問題です。そう言うことを吹聴して署名を集めたはずで…特にM氏に対しては、体験してきた(沖縄本島の児童養護の)施設長より、あなたの行動に対して『残念です』と繰り返し述べられていることに、あなたは人間として心が痛まないのですか?

というように、か弱く幼気で、なんの落ち度もない子どもというロジックを強調することで、反対派の中心メンバーであるM氏個人の信用へ疑問を投げかける。これは、先に見た反対派のロジック①にあった「創設予定者であるO氏への個人攻撃」に対する反撃でもあった。

たまたま説明会を私たち女性4人で行ったため誠意をもって説明しようとしてもあなた方の低レベルで横柄な態度、質問には辟易しました。要請文に対し、市長はじめ、行政、マスコミに1件1件説明して参りました。あなた方の態度、大声を張り上げて威嚇する仕草には、やっぱりそうか、正常ではないと認識していただきました。自分のアパートが農振地域で建設できないことを地域の問題にすりかえようとしたM氏の態度に対し、逆に許すなど多くの方々から激励頂きました。

問題の本質は、崎枝小中学校の存続問題だったはずで。私たちもそのことから崎枝地区を選定しました。その選定の入り方に拙速な面があったことは反省します。しかしK公民館長の「学校の灯が消えるということは地域がなくなってしまう」「地域の伝統や文化を消すわけにはいかない。学校は必要だ」という切実な気持ちは私たちの心を打ちました。これは理解して下さい。

また、「建設計画が住民不在・水面下で進められたこと(反対派ロジック②)」については、「選定の入り方に拙速な面があったことは反省します」と述べながらも、「もし、崎枝の地に養護施設を造るのであれば、16人の子どもたちは他の学校に転校させるという重大発言です。言い換えれば、施設の子どもに対する人間性を否定

した発言です。」として、そもそもの地域イシューである学校存続問題の解決および虐待児童への人権侵害について話を展開させる。

翌2002年8月6日からは、「自分の計画するアパート建設が不調なことに逆恨みしたM氏」が、施設が建設されれば全児童生徒を転校させるとした発言へ非難が起き（「脅迫とも思える、自分の子どもを人質にとって、他の学校へ転校させるなどは、人間として親としてあるまじき行為」等）、その後も、同紙上で反対派・推進派だけでなく、それを「泥仕合」と表現する住民も登場するなど、新聞紙上で論争は重ねられていった。

しかし、2002年8月8日、槍玉に挙げられた反対派の中心人物であるM氏本人が「崎枝のM氏が答える」（紙面面積13×21センチ）として、新聞紙上に実名・住所・職業名つきで意見を寄せた後は、熱はやや冷めていった。

もしこれから「崎枝のM氏」を中傷したい方はどうぞフルネームで書いて下さい。ぼくは名前を伏せてもらわなければならない理由は何一つありません。ぼくは崎枝地区全住民をだましてまで強硬に建設しようとしている施設の責任者と、仲良く学校PTAをやっていく自信がありません。…おどしではありません。ぼくは本当に逃げます。逃げるのくらい自由にさせて下さい。建ってしまったものには干渉いたしませんから（2002.8.8、YM新聞）。

結局、第3回の住民説明会は開かれず、「崎枝地区住民より、小規模校での受け入れ体制に不安があるとの理由により、建設反対を受け（2002年7月）」、「候補地（崎枝地区）を白紙撤回し、市街地での候補地選定に入る（2002年8月）」こととなった（児童養護施設「ならさ」パンフレットより）。

5. まとめ

とはいえ、石垣市議会満場一致で決議・申請された児童養護施設の建設案そのものは白紙撤回されることなく、崎枝地区での計画が失敗した後も候補地を2回かえて、「反対運動にあってね。転々と追われた。あっちこっち追われて。反対運動にあって、2年ぐらいかかったかな、作るのに」創設者O氏へのインタビューより）、2005年8月に開設されることとなった。

結論として、本論文の施設建設反対運動にみる推進派と反対派の対立は、権利の防衛と利害関心の衝突によるものであった。反対運動に対して、推進派は、通常、当該地域で既にみられる問題の解消や住民全体の利益に繋がることを主張しながら対立解消・回避を試みる。実際、

児童養護施設を建設することは、虐待児童の「人権・福祉」「子どもの生命を守る」ことに繋がるだけでなく、さらに過疎対策や学校存続問題の解消に繋がるというロジックで話が進められる。（一度、議論の内容が逸れた際には（4-2.）、2002年8月5日の推進派による「反対派への反論」（4-3.）でみたように、そもそもの問題は少子化・過疎化による学校存続問題であるとして議論を戻そうとする試みもあった）。

しかし、建設反対派による「（もし、児童養護施設を建設して社会的養護を必要とする子どもたちが地域に入ってきた場合は）現在いる子どもたちを全員転校させる」という「脅迫とも思える」交渉は、施設建設案だけでなく、学校存続問題の解決をも御破算にさせることとなった。

さて、本論文の目的は、対立論点の整理を通して、児童養護施設および児童虐待・虐待児童への先入観や偏見を露呈させることであった。

建設反対派も「この子どもたちの人権は守られなければならない、施設で養護され、心身ともに満ち足りた生活をして、教育を受ける権利が保障されなければなりません。（反対表明書）」、「私たちが子どもを持つ親です。不幸な身の上の子どもを自分の子どもに照らし合わせて考えたら、自分たちに出来ることであれば協力していきたいという気持ちを持たないはずがありません」（2002年8月4日、YM新聞）というように、推進派と同じようなフレーズを用いる。

しかしながら、「この種の施設」（『反対表明書』）の子どもたちは情緒面に大いに問題を抱えているため、専門家の手を必要とし、「しろうとの愛情やお世話」（2002.8.4、YM新聞）では対応は難しく、特に小さな過疎集落（本ケースは成人67人のうち半数以上が高齢者）ではなおのこと難しいとして、「子どもの人権や安全保障」という問題から、地域規模の問題に論点をずらしながら建設反対を訴えることとなった。

過疎化・少子化地域の学校存続問題への解決策として、実際に児童養護施設が移設され、それを地域住民・児童養護施設の職員・学校教職員とも当たり前のこととして認識している地域もあることから⁽⁵⁾、人口規模が小さいことは施設反対の根拠としてはやや弱い。それよりも、反対根拠として垣間見える「素人では対応できない、大勢の心のケアを必要とする子どもたちが地域に入ってくることに對する漠然たる不安や施設への忌避感情」の方が、やや本音として近いのではなからうか。

学校存続問題の解決として児童養護施設建設（移設）がうまくいった地域との比較分析を行うことで、こうした不安や忌避感情の正体を明らかにすることを今後の課

題としたい。

※本研究はJSPS科研費15K04364（2015-2018）の助成を受けたものです。

注

（1）2011年7月「社会的養護の課題と将来像」がまとめられて以降、「社会的養護では里親委託を優先して検討」という国の方針・指導の下、日本における児童の社会的養護はこれまでの施設措置から家庭的養護への移行という大きな過渡期にある。

具体的には、施設の小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進、里親やファミリーホームへの委託を進めることによる家庭養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実等である。「日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年かけて、（a）概ね3分の1が、里親やファミリーホーム、（b）概ね3分の1がグループホーム、（c）概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）」に変え、平成41（2029）年度までに実施することとしている。

（2）住民運動の分類は以下の通り（松原1975：6-8）

イ）地域生活防衛運動…公害、騒音、地盤沈下、危険物施設設置などに対する反対運動

ロ）市民生活防衛運動…工場誘致・観光開発反対、鉄道・新幹線建設反対など、生活破壊に立ち向かうもので、地域を越えた運動の広がりを持つ

ハ）地域生活向上運動…花いっぱい運動、ノーカー運動、交通事故撲滅運動など、地域生活防衛から、地域内の連帯による生活向上へ向かうもの

ニ）地域生活基盤整備運動…各種公共施設の整備要求をはじめ、社会福祉施策の充実要求、学校教育の充実要求といった施策要求までを含めて生活基盤整備をせまるもの。逆に、マイナスに作用する施設（風俗・興業・ギャンブル施設など）の設置反対もこのカテゴリーに含む。

ホ）地域エゴによる地域生活基盤整備阻止の運動…施設そのものは住民の生活基盤として必要だが、局所的な地域にとっては「めいわく施設」と受け取られ、反対運動にいたるもの。

ヘ）地域政治革新運動…直接の政治・行政への要求や抵抗の運動。市町村合併反対、学校統合反対、町名変更反対、議員のリコール運動などがその例。

（3）この発言は、後に本人希望により議事録より削除された。

（4）「崎枝地区におけるO氏による養護施設建設計画

の流れ」（2002（平成14）年7月28日）、差出人は副公民館長とM氏で、H14年4月から7月29日までの推進派・反対派のやり取りが綴られている。

（5）筆者が見てきたなかでは、たとえば長崎県五島市の児童養護施設などがそれにあたる。

引用・参考文献

- ・松原治郎、1975「住民運動と住民参加」『現代のエスプリー-住民運動』至文堂
- ・松原治郎・似田貝香門編、1976『住民運動の論理』学陽書房
- ・McAdam,D.J.D.McCarty and M.N.Zaid eds., 1996, Comparative Perspectives on Social Movement: *Political Opportunities, Mobilizing Structures, and Culutral Framings*.Cambridge University Press.
- ・田中理絵、2009『家族崩壊と子どものスティグマ』九州大学出版会

<簡略経緯表>

2000 (H12)	2.18	八重山毎日新聞：児童虐待防止地域ネットワーク会議（県中央児童相談所主催） 石垣市に「一時保護所や緊急を要する場合の養護施設が1件もなく、対処するのに困難を極めている現状が報告」
2001 (H13)	6月	児童養護施設建設計画が持ち上がる
	12. 1	八重山日報・八重山毎日新聞 県児相：一時保護所の設置には、法律上の基準から養護施設設置が 八重山警察署：「交通・宿泊費用の予算面で迅速な措置が行えない」 八重山支庁福祉課：「訪問が難しく家族と信頼関係難しい」
	12.21	市議会満場一致（辻野ヒロ子市議提案）で児童養護施設建設を県・国へ要請 石垣市議会において国、県に対する要請決議
2002 (H14)	1.12	八重山毎日新聞・社説：「石垣にも児童養護施設設置を」
	1.19	八重山毎日新聞：「児童養護施設設置は緊急の課題」
	4. 9	八重山毎日新聞で、崎枝小中学校の児童生徒数の減少＝学校存続問題が載る
	4月	石垣市長大濱長照氏へ児童養護施設建設に掛かる要請書提出
	4.15	崎枝地区総会・役員改正。その2、3日後に「児童養護施設を崎枝で作りたいという話があった」（崎枝地区・農業委員談）
	5.12	地域活性化と児童生徒数増加のため、崎枝の公民館・小中学校長・土地所有者 連名でM氏アパート建設推進の要請書を市役所・市農業委員会・市教委へ提出
	5.21	M氏のアパート建設審議中に、農業委員（4/15発言者）が「平成16年4月に崎枝に施設が出来ることは100%決まっている。46名の児童生徒が来るので学校存続問題は心配ない」と発言。アパート建設審議は中止
	5月	建設候補地（崎枝地区）公民館の依頼により顔合わせ開催
	5.22	第1回住民説明会。住民は養護施設の知識が浅いため建設賛成／反対の審議はせず、第2回説明会までにそれぞれ情報収集を
	5.29	公民館長が自身所有の土地に施設建設予定を計画
	6. 4	「児童養護施設 設置者選定審査委員会」開催
	6. 5	「 〃 」児童養護施設設立人がO氏に決まる
	6月	石垣市社会福祉施設（＝児童養護施設）設置者選定審査委員会より推薦決定を受ける（O氏）
	6. 7	第2回住民説明会。決別。
	7.19	崎枝の豊年祭で来賓市議Kが「崎枝に素晴らしい公共施設が出来る」という内容の発言。
	7.20	副公民館長（K）から市議Kへ7/19発言の確認。「90%崎枝に児童養護施設を作ること話が進んでいる」との返事を得る。
	7.24	崎枝集落センターにて臨時総会。公民館長が経過報告した後、館長職を辞任。副公民館長Kが公民館長代行。
	7.25	児童養護施設建設反対の要請文ならびに反対署名集め
	7.29	石垣市長に建設反対要請文ならびに反対署名を提出（中心人物はアパート建設を要請していたM氏＝PTA文化部長）。児童養護施設を建立するならば「児童生徒を全員転校させる」といった内容

	7月	崎枝地区住民より、小規模校での受け入れ体制に不安があるとの理由により、建設反対を受ける
	8. 4	八重山毎日新聞：崎枝子供会育成会代表が建設反対意見を表明
	8. 5	八重山毎日新聞：8/4の反対意見への反論（設置準備会メンバー）
	8. 6	八重山毎日新聞：「茶番劇」。M氏はアパート建設が頓挫したので逆恨み。 「子どもを担保にPTA、学校、地域をも巻き込むゆすり作戦はどちらの側にとっても利益にもならない」
	8. 8	八重山毎日新聞：M氏が、8/6の記事に対して、アパート建設が頓挫したから反対しているのではないと反論。
	8.13	八重山毎日新聞：一連のやり取りは「泥仕合」（県社会福祉会会員）
	8月	候補地（崎枝地区）を白紙撤回し、市街地での候補地選定に入る
	9月	O氏が「崎枝地区における児童養護施設建設について白紙撤回」表明
	12. 8	吉原公民館で住民説明会開催
	12.10	八重山毎日新聞：吉原公民館 館長は「誘致したい」
	12月	吉原地区の依頼により行政を中心に施設建設の説明会を開催したが崎枝地区より更に小規模校であるため住民の同意が得ることが出来なかった
2003 (H15)	2.20	沖縄タイムズ：「地元の新聞紙上でも激しい議論が交わされた。県や市は八重山で児童養護施設は必要と強調する」。崎枝は「40人施設では規模が大きすぎる。小規模校の子供にとって影響が大きいと不安を訴える地域住民の強い反対で計画を白紙撤回」
	6月	双葉公民館の同意を得る
	7月	社会福祉施設整備計画書提出
	8月	真喜良地区住民説明会（真喜良小学校）
	8月	真喜良自治公民館、新川第2団地自治会、真喜良団地自治会（第2、第3団地自治会も）の同意を得る
2004 (H16)	3月	国、県において児童養護施設建設計画内定
2005 (H17)	8月	児童養護施設 開所

※簡易経緯表は、児童養護施設「N」頒布用パンフレット、建設反対派による記者クラブで配布された計画表（注3）をもとに作成。